

計画の基本的考え方

平成24年度からの計画では、現計画の基本理念及び平成27(2015)年の将来像を踏まえ、第3期(平成18~20年度)計画からの9年間のまとめの期間として、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケア」の実現に向けて、総合的に施策を推進していきます。

《基本理念》

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

《平成27(2015)年の将来像》

心身ともに健やかにいきいきと
くらするまち

だれもが互いに支え合い
安心してくらするまち

基本目標 1

社会参加といきがいづくりを支援します

- 施策1 いきがいのある暮らしへの支援
- 施策2 社会貢献活動への支援
- 施策3 就業等の支援

基本目標 2

健康づくり・介護予防をすすめます

- 施策4 健康づくりの促進
- 施策5 介護予防の推進

基本目標 3

いつまでも地域の中でくらする自立と安心のためのサービスを充実します

- 施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備
- 施策7 自立生活への支援(介護保険外サービス)
- 施策8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進
- 施策9 認知症高齢者支援の推進
- 施策10 在宅療養体制の充実
- 施策11 高齢者総合相談センターの機能強化の推進
- 施策12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

重点的取組み

基本目標 4

尊厳あるくらしを支援します

- 施策13 権利擁護・虐待防止の推進

基本目標 5

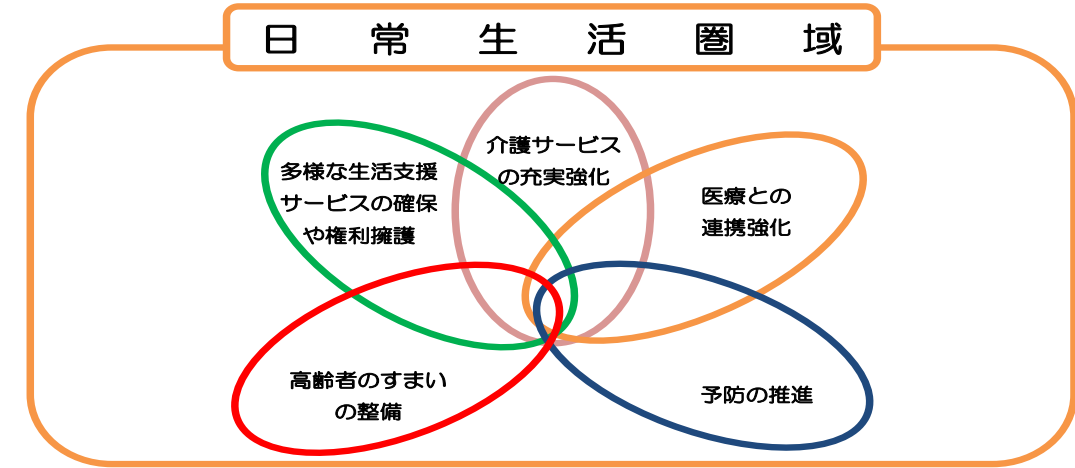
支え合いのしくみづくりをすすめます

- 施策14 介護者への支援
- 施策15 高齢者を見守り・支えあう地域づくり
- 施策16 災害時支援体制の整備

地域包括ケアの実現に向けて

「地域包括ケア」とは、高齢者が住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、概ね30分以内で活動できる範囲「日常生活圏域」(新宿区では、特別出張所管轄区域)の中で、「医療」、「介護」、「介護予防」、「すまい」並びに「見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス」や「権利擁護(成年後見制度等)」のための事業などを、一体的かつ継続的に提供していく考えです。

＜日常生活圏域における地域包括ケアの「5つの視点」＞



重点的取組み

認知症高齢者支援の推進

- 認知症サポーター養成を継続して行い、新たに地域の担い手として活躍できる活動拠点を整備します。
- 「認知症介護者教室」「認知症介護者家族会」など、介護者が学び・交流できる場を提供します。
- 高齢者総合相談センター3か所において、医師による認知症・もの忘れ相談を行います。
- 介護者の精神面でのケアとして専門職による個別相談を行います。
- 保健・医療・福祉・介護の連携を強化し、認知症高齢者と家族の生活を支援します。

在宅療養体制の充実

- 身近な地域で適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医の機能強化をすすめます。
- 病院と地域の関係機関との連携を強化し、急性期病院から在宅療養生活への円滑な移行を支援します。
- 在宅療養者の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と判断した場合、緊急に入院できるよう区内の病院に緊急一時入院用ベッドの確保をします。
- 在宅療養生活を支える医療・リハビリテーション支援体制を充実します。

高齢者総合相談センターの機能強化の推進

- 高齢者の生活を支える、頼れる高齢者総合相談センターとして、認知度の向上に努めます。
- 利便性を高め、一層相談しやすい環境をつくるため、全センターの区有施設への併設を推進します。
- 地域包括ケアのコーディネーター機関として、関係機関と連携しながら、高齢者の生活を支援します。
- ケアマネジャーに対し、ケアマネジメントの援助や情報の提供など、効果的な支援を継続します。

第5期介護保険事業計画の給付と負担の考え方（1）

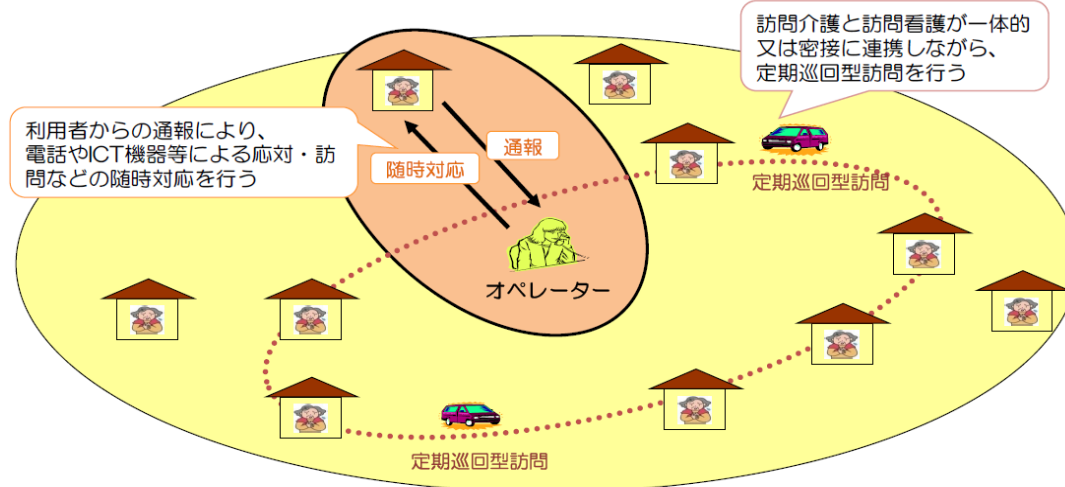
サービスの充実と利用量について

1 地域包括ケア推進のために

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」では、一般高齢者で 66.9%、居宅（在宅）サービス利用者で 82.3%が、在宅生活の継続を希望。

(1) 地域密着型サービスの充実

- （新規サービス）定期巡回・随時対応型訪問介護看護（下図）の整備 3か所 135人
- 小規模多機能型居宅介護の整備 3か所 74人（H23.4）→9か所 224人△
- 認知症対応型共同生活介護の整備 7か所 114人（H23.4）→11か所 186人△



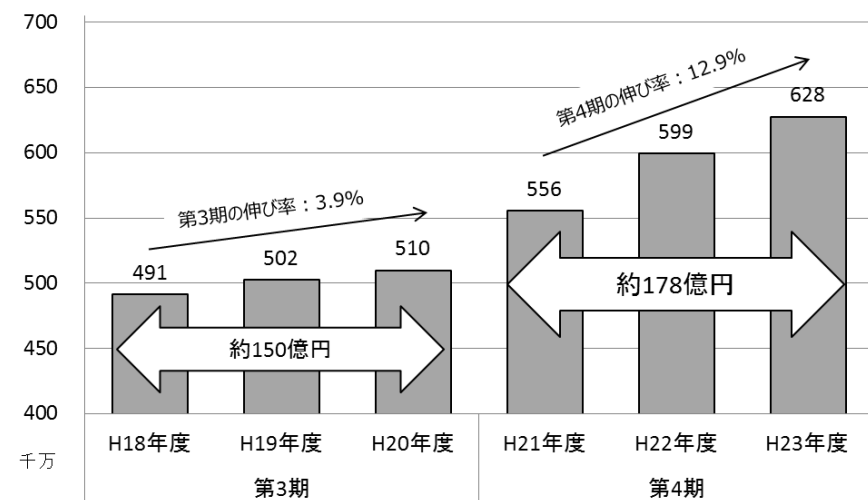
(2) 在宅サービスの充実

- ショートステイの整備 特養併設型 7か所 60人（H23.4）→単独型を含め 8か所 80人△

2 サービス利用量の推移

- 要介護認定者の増 11,696人（H22）→12,707人（H26 推計）
- 85歳以上人口の増加、要介護認定率は85歳以上で6割超
- 居宅サービス給付費 上位3サービスの実績 150億円（H18~20）→178億円（H21~23）

【居宅サービス給付費上位3サービスの給付費の推移】



※居宅サービス給付費上位3サービス：訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護

第5期介護保険事業計画の給付と負担の考え方（2）

介護保険料について

総給付費※は2割程度増加する見込み 約522億円（第4期）→約620億円（第5期）

※給付費と地域支援事業費の合計

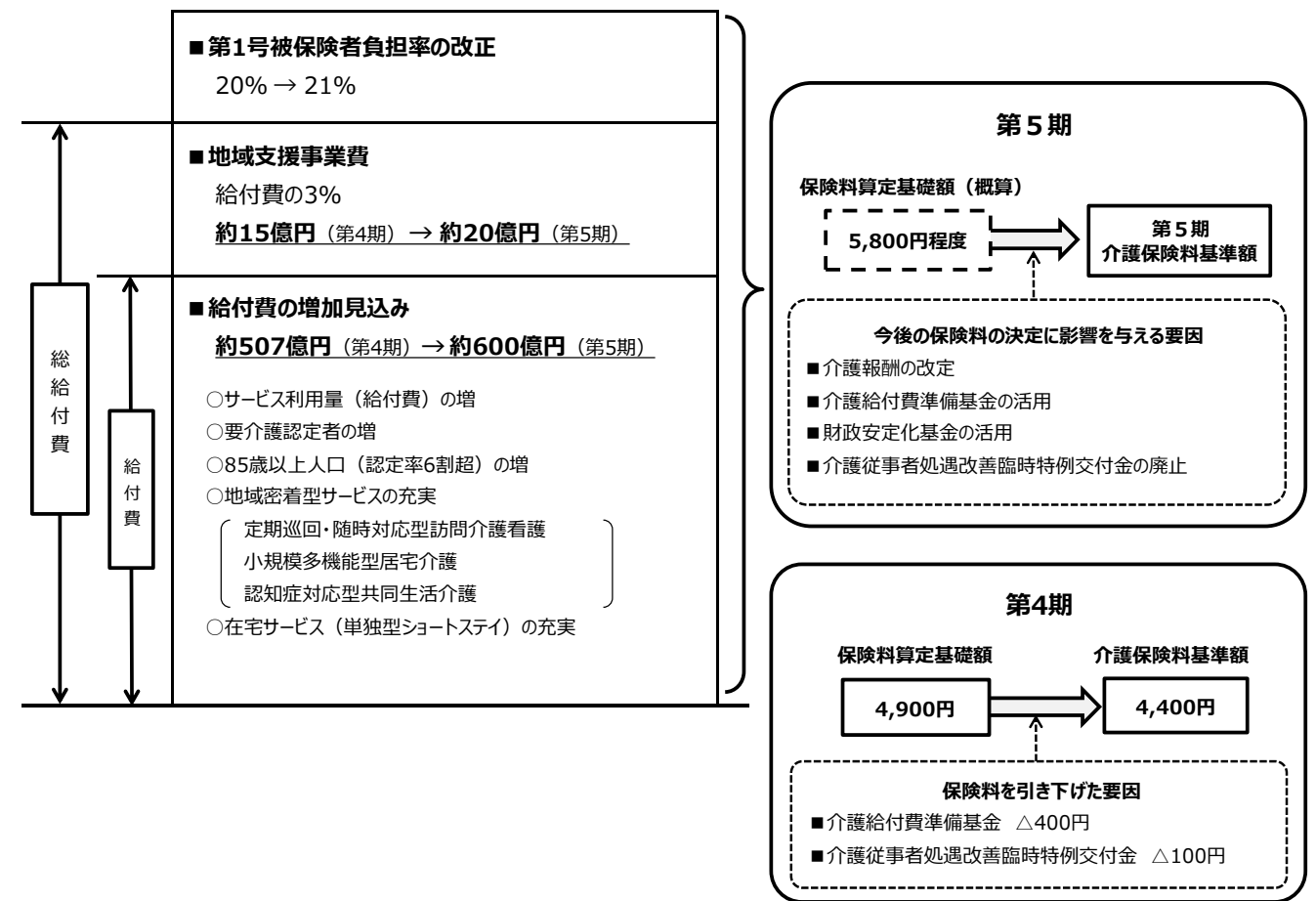
1 総給付費から見込まれる保険料算定基礎額

総給付費の増加見込み（約522億円→約620億円）から、第5期の保険料算定基礎額は、第4期の4,900円から5,800円程度に増えると見込まれます。

2 今後の保険料の決定に影響を与える要因

保険料算定基礎額（5,800円程度）に、①介護報酬の改定、②介護給付費準備基金の活用、③財政安定化基金の活用、④介護従事者処遇改善臨時特例交付金の廃止の要因が影響し、第5期の保険料基準額（月額）が算定されることになります。

第5期介護保険料基準額（月額）の試算イメージ



（参考1）介護保険料基準額の推移

（円/月）

	第1期	第2期	第3期	第4期
全国平均	2,911	3,293	4,090	4,160
新宿区	3,248	3,300	4,300	4,400

（参考2）新宿区の介護保険給付費（実績）

（億円）

	第1期	第2期	第3期	第4期
介護保険給付費	270	390	427※	522※

※第3期以降は地域支援事業費（第3期：約11億円、第4期：約15億円）を含む
※第4期は計画値